

龍泉洞洞内解説映像コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

岩泉町には、日本三大鍾乳洞の一つとされる龍泉洞があり、洞内に生息するコウモリとともに国の天然記念物に指定されている。洞内の総延長は確認されているだけでも 4,088 メートルに及び、そのうち約 700 メートルが公開されているが、現在も調査が継続されており、未解明の部分が多く残されている貴重な観光資源である。また、龍泉洞を中心とした周辺施設との連携により、地域全体としての観光振興とにぎわいの創出が期待されている。

本事業は、龍泉洞の魅力をより効果的に伝えるため、デジタル技術等を活用したコンテンツを整備し、来訪者の理解促進と満足度の向上を図るとともに、地域活性化を促進することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

龍泉洞洞内解説映像コンテンツ制作業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託者

岩泉町

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

(5) 提案上限額

14,841,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

次の各号に掲げる要件すべてを満たす法人または団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の公示日（以下、「公示日」という。）から過去 2 年間、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 参加意向申請書の提出時において、岩泉町指名競争入札参加資格者名簿に入札参加資格者として登録されている者。なお、未登録の者の参加も可能とするが、以下の書類を提出すること。提出書類に基づき事務局において審査を行った上で、その適否を判断する。
 - ア-登記事項証明書又は営業証明書※3 ヶ月以内のもの
 - イ-財務諸表類（貸借対照表、損益計算書）の写し※直近 1 事業年度分
 - ウ-納税証明書（所轄税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納税額の

ない証明。また、岩泉町の町税が課税されている場合は、町税について未納税額のない証明。) ※3ヶ月以内のもの。

エ-暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書(様式第12号)

- (4) 県内に事業所を有すること。(契約締結権限を有すること。)
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者でないこと。
- (6) 参加意向申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、町長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 公示日から見積もり相手方決定の日までの間、岩泉町暴力団排除措置要綱に基づく排除措置及び指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)において、「龍泉洞洞内解説映像コンテンツ制作業務」と同種の実績があること。なお、再委託先も含めての実績も可とする。

4 提出書類及び提出期限等

本公募型プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ※必要書類は岩泉町ホームページから入手すること。

項番	提出書類		様式	部数
1	プロポーザル参加意向申請書		様式第1号	1部
2	団体概要書		様式第2号	10部
3	業務実績書		様式第3号	
4	業務実施体制図		様式第4号	
5	技術提案書(添書)		様式第5号	1部
6	技術提案書	実施方針	様式第6号	10部
7		実施手順	任意書式	
8		業務工程表	任意書式	
9		評価テーマ1～4(提案課題)	様式第7号～ 様式第10号	
10	見積書		任意書式	1部
11	見積内訳書		任意書式	
12	質問書		様式第11号	—

(2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
提出期限	令和8年7月31日（金）午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5 岩泉町経済観光交流課
提出方法	「(1)提出書類」の1項から4項の書類を提出場所まで、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。）（以下「持参等」という。）すること。なお、電子メールでの提出は認めない。
留意事項	本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加意向申請書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和8年8月13日（木）午後5時までに持参すること。

(3) 提案書等の提出

項目	内容
対象者	プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、町から「技術提案書提出招請通知書」により要請を受けた者
提出期限	令和8年8月26日（水）午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5 岩泉町経済観光交流課
提出方法	持参等。なお、電子メールでの提出は認めない。

5 提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ① 提案書の書式は、文字フォントを MS 明朝体、文字サイズを 10 ポイント以上とし、A 4 版・縦型・横書きの印刷物で、「(2)提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。
- ② 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法第 51 号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。
- ④ 評価の公平性を保つため、提案書には、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

(2) 提案書記載事項

① 実施方針

項目	内容
様式	様式第 6 号
ページ数	2 ページ以内に記載すること。
記載内容	業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など、業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。

② 実施手順

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A 4 用紙 1 ページに記載すること。
記載事項	どのような手順、方法をもって業務を進めるかを記載すること。

③ 業務工程表

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A 4 用紙又は折込み A 3 用紙 1 ページに記載すること。
記載内容	本業務の工程計画をバーチャートなどで記載すること。

④ 評価テーマ 1～4（提案課題）

項目	内容	
様式	様式第 7 号、様式第 8 号、様式第 9 号、様式第 10 号	
ページ数	各テーマ A 4 用紙又は折込み A 3 用紙 2 ページ以内とする。なお、2 ページにまたがる場合は片面印刷とし、左上 1 か所綴じとすること。	
記載内容	テーマ 1	デジタル技術等を活用した（龍泉洞内観光の注意事項）の提案
	テーマ 2	デジタル技術等を活用した（龍泉洞起源伝説モチーフ）の提案
	テーマ 3	デジタル技術等を活用した（龍泉洞内に生息しているコウモリについて）の提案
	テーマ 4	その他の提案 ※採用の際、別途契約となるため、見積書には計上しないこと

（3）見積書等の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	各様式 1 ページに記載すること。
記載内容	・見積書には、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。 ・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の金額を記載のこと。 ・内訳書について、項目、数量、単価、諸経費等がわかるように記載のこと。

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

- (2) 提出期間終了後は、町の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、町の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定のために必要な場合又は開示等の際に複製をすることがある。
- (7) 提出書類は、岩泉町情報公開条例（平成 12 年条例第 44 号）に基づき開示等をする場合がある。
- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは岩泉町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 4 号）に従う。

7 選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	参加意向申請期限	令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時までに必着
2	1 次審査・結果通知 （技術提案書提出招請通知書）	令和 8 年 8 月 6 日（木）に通知
3	質問受付	公示の日から令和 8 年 8 月 10 日（月）正午まで
4	質問回答	令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時までに回答
5	技術提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時までに必着
6	ヒアリング・プレゼンテーション	令和 8 年 8 月 31 日（月）に実施
7	評価結果通知	令和 8 年 9 月 4 日（金）に通知
8	契約締結予定日	令和 8 年 9 月 10 日（木）

8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第 11 号）に必要な事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

- (1) 質問受付期間 令和 8 年 8 月 10 日（月） 正午まで
- (2) 回答方法

回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和8年8月19日（水）を目安に、岩泉町ホームページへ掲載して公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定にあたり公平を保てない質問については、回答しないことがある。

(3)電子メールアドレス proposal@town.iwaizumi.lg.jp

9 選定方法

本プロポーザル評価委員により、本プロポーザルの評価基準に従って評価する。

(1) 1次審査（書類審査（実績・業績））

項目	内容
確認手順	・提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。 ・参加意向の申請者が多数の場合は、評価基準に基づき、上位3者をヒアリングの対象者として選定する。
結果通知	1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション（提案内容））

項目	内容
実施日	令和8年8月31日（月）
実施場所	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5 岩泉町役場 分庁舎第一会議室
出席者	管理技術者を含む3名以内
説明時間	1者につき質疑応答をあわせて40分以内 (提案内容の説明20分、質疑応答10分、準備・後片付け10分)
内 容	ヒアリング（プレゼンテーション）
評価方法	・ 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。 ・ 総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。

	・ プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点を合算した値（満点）の5割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する。
その他	・ ヒアリングの順番は、参加意向申請書の受付が遅い者からとする。 ・ 提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足資料（データ）は事前に担当部署に提出して確認を受けること。 ・ 評価の公平性を保つため、上記補足用資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。 ・ プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）及び説明用資料（データ）は、町が準備する。ただし、それらの準備及び後片付けに要する時間は10分以内とする。 ・ プレゼンテーションでの発言内容は、録音する。

10 評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。なお、結果に対する異議は認めない。また、契約候補者及び次点順位者については、岩泉町ホームページにおいて公表するものとする。

11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないこと等を認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12 評価基準等

- (1) 本プロポーザル評価委員は、別表に定める評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。

- (2) 評価対象者の選定について

本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が3者を超える場合は、評価基準における「業務遂行能力」に関する事項の採点の合計点により、上位3者を評価対象者として選定する。

- (3) ヒアリングの評価方法について

ア 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。

イ 評価基準の「提案に関する事項」と「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。なお、平均点は少数点を切り捨てた数値とする。

ウ 総合評価点（総計）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。

エ 総合評価点を算出したときに同点の者があった場合は、評価項目「提案に関する事項（各テーマと提案全体）」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。

オ 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。

カ 評価は非公開により実施する。

13 その他

- (1) 参加者は、本要領等の内容に同意した上で本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。業務の一部については、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）以外の部分の再委託は認めるものの、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託については、一切認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (5) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本町と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ア 虚偽の記載をした者。
 - イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者。
 - ウ 本プロポーザルを公告した以後、評価委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者。
 - エ 見積額が提案上限額を超える者。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をしたと町が判断した場合には、提案書等を無効とする。

14 担当部署

- (1) 郵便番号 027-0595
- (2) 住所 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
- (3) 担当課 岩泉町経済観光交流課 観光交流室
- (4) 電話番号 0194-22-2111 内線544
- (5) ファックス 0194-22-5577
- (6) 電子メール proposal@town.iwaizumi.lg.jp

別表 評価基準

評価項目		評価の視点	評価基準等	配点
業務遂行能力	専門技術及び実施体制	業務実施体制の妥当性	・提案できる業務を的確に遂行できる人員が確保されているか ・疑問等に適宜対応できる体制が確保されているか ・責任者、担当者等の役割分担は明確化されているか	5
		責任者・担当者等の専門性	・過去にデジタル技術等コンテンツの制作経験はあるか	20
	業務の実績	業務の精通性	・過去にデジタル技術等コンテンツの制作実績があるか	
企画提案力	実施方針	本業務に対する理解度	・内容を理解した提案となっているか	10
	業務工程	工程計画の妥当性	・詳細な項目ごとに無理のない効率的な作業工程となっているか	
	提案内容	業務に対する提案内容の妥当性	・業務に対する取り組み姿勢が適切であるか ・実施手順は妥当か ・具体的で最も妥当か ・独創性かつ実現性はあるか	30
		ヒアリング等	・業務に必要なコミュニケーション能力を有しているか ・本業務に対する取り組み意欲があるか	25
事業費	見積金額	作業内容と金額の妥当性		10
合計				100